

入札監理小委員会における審議の結果報告

国有林の間伐事業

林野庁の国有林の間伐事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において平成 24 年 4 月以降、落札者の決定後から開始し、平成 26 年度中に終了する 2 年を超える期間について民間競争入札を実施することとされている（本事業は平成 23 年度から民間競争入札を実施）。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 入札結果を踏まえた対応について

【論点】

- 平成 23 年度の入札結果を踏まえ、競争性確保の取組が行われているか

【対応】

- 民間事業者の応札可能性を高めるため、入札スケジュールを短縮（民間事業者からの企画提案書の提出期間は確保しつつ、競争参加資格確認等の落札者決定に係る手続きを短縮）した（実施要項 P 9、22）

2. 入札対象官署について

【論点】

- 公共サービス改革基本方針（平成 23 年 7 月 15 日閣議決定）別表では、入札等の対象官署として「各森林管理局でそれぞれ 1 か所程度、地理的条件及び事業量の観点から民間競争入札の実施に適する箇所を選定し、全国で 7～10 か所程度で実施するものとする」としているが、四国森林管理局で実施しない理由及び今後の方針をどのように考えているか。

【対応】

- 民間競争入札の対象箇所については、低コストで効率的な間伐の実施や林業事業者の担い手育成の観点から、3 か年度にわたる契約期間に適

した事業量が見込まれる箇所での実施を検討してきた。平成 24 年度事業として四国森林管理局で実施を検討していた箇所は、希少野生動植物が生息・生育しているとされるエリア内にあり、当該箇所及びその周辺で希少野生動植物の生息・生育が確認された場合、緊急的な対応や事業の中止等の措置が必要となり、民間事業者の創意工夫を活かした複数年にわたる事業の実施が困難と予見されることから、見合わせることにした。

平成 25 年度については、四国森林管理局において事業量が見込める箇所を選定する方針であり、その他の森林管理局においても公共サービス改革基本方針に沿って、実施に適する箇所が選定されるよう取り組むことを確認した。

以 上